

選挙事務所を開設する際の手続きについて

1. 建築基準法に基づく手続きについて

短期間で設置及び撤去をする場合であっても、選挙事務所を開設する際は、原則、事前に建築基準法等に基づく「確認申請」及び「完了検査」の手続きが必要となります。

また、併せて「仮設建築物の許可」を受けることにより、建築基準法等の一部を緩和することが可能です。

仮設選挙事務所を設置する状況	手続きの要否
新たに事務所を設置する場合	要
既存の事務所を利用する場合	否
既存の事務所以外を利用する場合	否※

※建築基準法に基づく手続きは不要ですが、建築基準法に適合させていただく必要があります。また、事務所の規模及び開設場所等により、開設が出来ない場合があります。

2. 都市計画法に基づく手続きについて

(1) 用途地域等について

市街化区域内の場合、開設予定地の用途地域により、建てられる建築物の制限が異なります。

市街化調整区域内の場合は、原則、建築物を建てる事が出来ない区域ですが、法律により一部の立地が認められているため、新たに事務所を設置する場合や既存の建築物を利用する場合は、認められている立地要件に適合し、都市計画法による許可が必要です。ただし、「仮設建築物の許可」を受けた建築物については、都市計画法による許可は不要です。

(2) 地区計画区域について

市内には、地区計画を定めている区域があり、その区域内において建築物の建築をしようとする場合は、地区計画の制限に則り、届出が必要です。ただし、「仮設建築物の許可」を受けた建築物については、届出が不要です。

3. お問い合わせ先

上記の内容は、あくまで一般的な項目を記載しています。手続き方法等、詳細は以下の担当課へお問合せください。

(1) 確認申請、完了検査、仮設許可等の 建築基準法に関すること

都市整備部建築指導課 建築審査係

TEL：0438-23-8597

(2) 用途地域、地区計画等の 都市計画法に関すること

都市整備部都市政策課

TEL：0438-23-8466・8697